

議案第72号

養父市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

養父市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月27日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の  
一部を改正する条例

(養父市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 養父市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成16年養父市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表12月1日の項を次のように改める。

12月1日	100分の212.5	100分の170	100分の127.5	100分の63.5
-------	------------	----------	------------	-----------

第2条 養父市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表を次のように改める。

基準日	在職期間			
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満
6月1日	100分の215	100分の172	100分の129	100分の64.5
12月1日	100分の215	100分の172	100分の129	100分の64.5

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。



議案第72号 養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第1条 養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行					改 正 案																																										
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する市長等に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が銀行の休日（銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する休日。以下この条において「銀行の休日」という。）に当たるときは、それぞれの日の前日において、その日に最も近い銀行の休日でない日）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、法第143条若しくは第164条の規定に該当して失職し、又は死亡した市長等についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>					<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する市長等に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が銀行の休日（銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する休日。以下この条において「銀行の休日」という。）に当たるときは、それぞれの日の前日において、その日に最も近い銀行の休日でない日）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、法第143条若しくは第164条の規定に該当して失職し、又は死亡した市長等についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準日</th> <th colspan="4">在職期間</th> </tr> <tr> <th>6か月</th> <th>5か月以上 6か月未満</th> <th>3か月以上 5か月未満</th> <th>3か月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>100分の217.5</td> <td>100分の174</td> <td>100分の130.5</td> <td>100分の65.5</td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td><u>100分の217.5</u></td> <td><u>100分の174</u></td> <td><u>100分の130.5</u></td> <td><u>100分の65.5</u></td> </tr> </tbody> </table>					基準日	在職期間				6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満	6月1日	100分の217.5	100分の174	100分の130.5	100分の65.5	12月1日	<u>100分の217.5</u>	<u>100分の174</u>	<u>100分の130.5</u>	<u>100分の65.5</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準日</th> <th colspan="4">在職期間</th> </tr> <tr> <th>6か月</th> <th>5か月以上 6か月未満</th> <th>3か月以上 5か月未満</th> <th>3か月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>100分の217.5</td> <td>100分の174</td> <td>100分の130.5</td> <td>100分の65.5</td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td><u>100分の212.5</u></td> <td><u>100分の170</u></td> <td><u>100分の127.5</u></td> <td><u>100分の63.5</u></td> </tr> </tbody> </table>					基準日	在職期間				6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満	6月1日	100分の217.5	100分の174	100分の130.5	100分の65.5	12月1日	<u>100分の212.5</u>	<u>100分の170</u>	<u>100分の127.5</u>	<u>100分の63.5</u>
基準日	在職期間																																														
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満																																											
6月1日	100分の217.5	100分の174	100分の130.5	100分の65.5																																											
12月1日	<u>100分の217.5</u>	<u>100分の174</u>	<u>100分の130.5</u>	<u>100分の65.5</u>																																											
基準日	在職期間																																														
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満																																											
6月1日	100分の217.5	100分の174	100分の130.5	100分の65.5																																											
12月1日	<u>100分の212.5</u>	<u>100分の170</u>	<u>100分の127.5</u>	<u>100分の63.5</u>																																											
3・4 (略)					3・4 (略)																																										

第2条 養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現	行	改	正	案																																						
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する市長等に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が銀行の休日（銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する休日。以下この条において「銀行の休日」という。）に当たるときは、それぞれの日の前日において、その日に最も近い銀行の休日でない日）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、法第143条若しくは第164条の規定に該当して失職し、又は死亡した市長等についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>		<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する市長等に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が銀行の休日（銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する休日。以下この条において「銀行の休日」という。）に当たるときは、それぞれの日の前日において、その日に最も近い銀行の休日でない日）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、法第143条若しくは第164条の規定に該当して失職し、又は死亡した市長等についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">基準日</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">在職期間</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">6か月</th> <th style="text-align: center;">5か月以上 6か月未満</th> <th style="text-align: center;">3か月以上 5か月未満</th> <th style="text-align: center;">3か月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月1日</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の217.5</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の174</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の130.5</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の65.5</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月1日</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の212.5</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の170</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の127.5</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の63.5</u></td> </tr> </tbody> </table>		基準日	在職期間				6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満	6月1日	<u>100分の217.5</u>	<u>100分の174</u>	<u>100分の130.5</u>	<u>100分の65.5</u>	12月1日	<u>100分の212.5</u>	<u>100分の170</u>	<u>100分の127.5</u>	<u>100分の63.5</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">基準日</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">在職期間</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">6か月</th> <th style="text-align: center;">5か月以上 6か月未満</th> <th style="text-align: center;">3か月以上 5か月未満</th> <th style="text-align: center;">3か月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月1日</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の215</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の172</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の129</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の64.5</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月1日</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の215</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の172</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の129</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の64.5</u></td> </tr> </tbody> </table>			基準日	在職期間				6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満	6月1日	<u>100分の215</u>	<u>100分の172</u>	<u>100分の129</u>	<u>100分の64.5</u>	12月1日	<u>100分の215</u>	<u>100分の172</u>	<u>100分の129</u>	<u>100分の64.5</u>
基準日	在職期間																																									
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満																																						
6月1日	<u>100分の217.5</u>	<u>100分の174</u>	<u>100分の130.5</u>	<u>100分の65.5</u>																																						
12月1日	<u>100分の212.5</u>	<u>100分の170</u>	<u>100分の127.5</u>	<u>100分の63.5</u>																																						
基準日	在職期間																																									
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満																																						
6月1日	<u>100分の215</u>	<u>100分の172</u>	<u>100分の129</u>	<u>100分の64.5</u>																																						
12月1日	<u>100分の215</u>	<u>100分の172</u>	<u>100分の129</u>	<u>100分の64.5</u>																																						
3・4 (略)		3・4 (略)																																								